

小児慢性特定疾病医療費の支給における自己負担限度額(月額) R7.7.1～

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (() 内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		自己負担限度額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		0
II	市町村民税 非課税 (世帯)	低所得 I (~80万円9千円)	1,250	1,250	500
III		低所得 II (80万円9千円超~)	2,500	2,500	
IV	一般所得 I :市町村民税課税以上 約7.1万円未満 (約200万円~約430万円)		5,000	2,500	
V	一般所得 II :市町村民税約7.1万円以上 約25.1万円未満 (430万円~約850万円)		10,000	5,000	
VI	上位所得:市町村民税約25.1万円以上 (約850万円~)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※重症:①高額な医療が長期的に継続する者
(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える
月が年間6回以上ある場合)
②現行の重症患者基準に適合する者のいずれかに該当。

- 備考
- 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。
 - 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
 - 同一世帯内に複数の難病の医療費助成の対象患者がいる場合、負担が増えないよう、世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分する。
 - 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
- ※ 上記に定める額のうち、入院については、差額ベッド代(部屋代)や生活費代等は公費対象外となる。